

■ 本制度の目的

- ・ 国土交通省や建設業界団体の「建設産業の担い手の確保と育成」の方針に沿って実施します。
- ・ 協力会社様の職長クラスの中で優秀な人材を顕彰することにより、協力会社様の人材育成を支援します。
- ・ 優良な職長を有する優良な協力会社様と良好な関係を築き、共存共栄を目指します。

表1 報奨金受け取りに必要な要件

項目の□にチェック「✓」をつけてご確認ください。

	ア. 資格要件	イ. 基礎的要件	ウ. 施工参加要件	エ. 報奨金
優良技能者	<input type="checkbox"/> 登録基幹技能者であること <input type="checkbox"/> 5年毎の更新を行うこと	<所属(又は申請者自身が経営)する企業> <input type="checkbox"/> 反社会勢力(暴力団等)との関係なし <input type="checkbox"/> 当社防災協に加入 ※二次以下の企業は一次企業の推薦が必要です ※三次企業は、一次企業が専門業種(自動制御・消火・医療ガスなど)の場合のみ対象です。 <申請者本人> <input type="checkbox"/> 適切な社会保険に加入済み <input type="checkbox"/> 禁錮以上の受刑歴なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 労災事故なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 品質事故なし(過去3年間) <input type="checkbox"/> 反社会勢力との関係なし <input type="checkbox"/> 上記企業に勤続(又は経営)3年以上 <input type="checkbox"/> 1956(昭和31)年4月1日以降生まれ	<input type="checkbox"/> 当社現場への連続した3年度の合計入場日数が100日以上 技能者、職長又は職長兼経営者※としておおむね8時間入場した日数が対象です。 管理者としての短時間の入場は対象外です。 ※一人親方や小規模企業の場合	※1 3カ年合計で100日以上に変更しました <input type="checkbox"/> 入場1日あたり1,000円 <input type="checkbox"/> 年間上限20万円

※1: 制度変更に伴う報奨金支給の例

		2018	2019	2020
	年度入場日数	55日	25日	35日
現行制度	(過去1カ年分を加算)	55日	80日	60日
新制度	(過去2カ年分を加算)	55日	80日	115日

報奨金
11.5万円

■ 手続きと必要書類

(新規応募の場合)

- ・ 申請は、一次協力企業様に、上記のア資格要件・イ基礎的要件を満たす、①自社の技能者又は②配下の協力企業に所属する(一人親方を含む)技能者を推薦していただくことにより行います。
- ・ 申請時に必要な書類
 - (1) 登録基幹技能者講習修了証コピー
 - (2) 社会保険加入を証明する証憑類のコピー
 - (3) 申請書(様式A)
- ・ 新規申請は通年受け付けています。
(入場日数のカウントは申請書を提出された月の初日からです)
- ・ 手続きの詳細は、「申請書(様式A)記入例」の裏面に記載しています。
「申請書(様式A)」は、当社支店又は当社ホームページ(2021年3月)より入手して下さい。

(継続の場合)

- ・ 申請書(2021年3月送付)への捺印と証明書類の提出をお願いします。